

(表面)

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

新城市長

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正 年 月 日 昭和
電話番号	() -

新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書

新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

装置の名称	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
安全運転支援装置 <small>該当する装置にチェックしてください。</small>	A <input type="checkbox"/> 障害物検知機能付き急発進等抑制装置等 (上限額 32,000 円)
	B <input type="checkbox"/> 急発進等抑制装置等 (障害物検知機能なし) (上限額 16,000 円)
補助対象経費 (購入設置に係る費用)	金 円
補助金交付申請額*	金 円

※ 補助対象経費 × 1 / 2 と上限額を比較して少ない額 (1,000 円未満切り捨て)

添付書類

- (1) 安全運転支援装置の販売及び設置をした事業者が発行した領収書の写し
- (2) 購入及び設置をした安全運転支援装置のカタログ等機能が分かる書類
- (3) 安全運転支援装置販売・設置証明書 (様式第 2)
- (4) 交付対象者の自動車運転免許証の写し
- (5) 補助金の交付の対象となる自動車の自動車検査証の写し
- (6) その他市長が必要であると認める書類

(裏面)

誓約書

誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- 2 転売等を目的として安全運転支援装置を設置するものではないこと。
- 3 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供すること。
- 4 過去にこの補助金の適用を受けていないこと。
- 5 安全運転支援装置の設置後1年以上その装置を使用すること。
- 6 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でなく、市長が必要と認める場合には、警察への照会がなされることに同意すること。
- 7 安全運転支援装置の販売及び設置をした事業者から機能及び適切な使用方法について説明を受けていること。
- 8 補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 9 安全運転支援装置の設置後に発生した事故又は車両の故障について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 10 この事業の申請における個人情報について、不正行為等の把握及び防止、データ分析、市の行う交通安全対策の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため市が利用することに同意すること。
- 11 この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳及び税務資料を閲覧することについて了承すること。
- 12 前各号に掲げる要件に虚偽の誓約をした場合は、市に対して補助金を返還すること。

令和 年 月 日

氏名 _____